

わが国における資産会計の国際的収斂（1）

KIKUYA, Masato / 菊谷, 正人

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei journal of business / 経営志林

(巻 / Volume)

58

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

23

(発行年 / Year)

2021-07-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025567>

〔論 文〕

わが国における資産会計の国際的収斂（1）

菊 谷 正 人

目 次

本号掲載

- I はじめに
- II 会計基準の設定・改正経緯
 - 1 IASC・IASBにおける会計基準公表・改訂経緯
 - 2 わが国における会計基準公表・改正経緯
- III 金融資産会計の国際的収斂
 - 1 IAS・IFRSの設定・改訂経緯
 - 2 当初測定時における取得原価
 - 3 再測定時（決算日）における評価額
- IV 棚卸資産会計の国際的収斂
 - 1 IAS・IFRSの設定・改訂経緯
 - 2 当初測定時における取得原価
 - 3 棚卸資産の原価配分
 - 4 再測定時（決算日）における評価額

次号掲載

- V 有形固定資産会計の国際的収斂
 - 1 IAS・IFRSの設定・改訂経緯
 - 2 当初測定時における取得原価
 - 3 再測定時（決算日）における評価額
 - 4 減価償却費の計算方法
 - 5 減損損失の計算方法
- VI 無形固定資産会計の国際的収斂
 - 1 IAS・IFRSの設定・改訂経緯
 - 2 当初測定時における取得原価
 - 3 再測定時（決算日）における評価額
 - 4 償却費・減損損失の計算方法
- VII 会計基準の国際的収斂における現状と課題
 - むすびに代えて—
 - 1 会計基準の国際的収斂における現状
 - 2 会計基準の国際的収斂における課題

I はじめに

2001年7月26日に「財団法人 財務会計基準機構」が発足し、その中に会計基準の開発・審議等を行う「企業会計基準委員会」(Accounting Standards Board of Japan: 以下、ASBJと略す)が「企業会計審議会」に代わる機関として設立された。ASBJは、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board: 以下、IASBと略す)との間で、IASBの前身である国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee: 以下、IASCと略す)が作成した「国際会計基準」(Internation-

al Accounting Standard: 以下、IASと略す)およびIASB自体が作成・公表している「国際財務報告基準」(International Financial Reporting Standard: 以下、IFRSと略す)への日本基準の収斂を目指す「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意」(「東京合意」と通称されている)を締結し、IAS・IFRS(以下、「国際基準」と総称する場合もある)に収斂する「企業会計基準」の作成・公表あるいは既存会計基準の修正を行っている。

「東京合意」に応じて、IAS・IFRS適用に向けたロードマップを盛り込んだ「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間

報告)」が、金融庁の諮問機関である「企業会計審議会」から2009年6月に公表された。本意見書の見解では、2010年3月期の年度の財務諸表から「国際基準」(IAS・IFRS)の任意適用を認め、任意適用範囲として、国際的な財務・事業活動を展開している上場企業の連結財務諸表(およびその上場子会社等の連結財務諸表)を対象としている。2010年3月には、IFRS用XBRL(拡張可能な事業報告言語)タクソノミ(2009年版)の日本語訳版が完成し、これを利用して日本電波工業株式会社が「国際基準」任意適用第1号として2010年6月25日に有価証券報告書を提出した(菊谷(2011)17頁)。なお、2021年2月現在、「国際基準」(IAS・IFRS)を任意適用している企業は194社に上る。

21世紀に入り、会計基準の国際的収斂(international convergence)あるいはIAS・IFRSのアドプション(全面導入)が世界的に進行中であるが、本稿では、企業の事業活動にとって重要な地位・役割を占める資産(有形固定資産・無形固定資産・棚卸資産・金融資産)に限定し、IAS・IFRSの公表・改訂経緯およびわが国における会計基準の国際的収斂を俯瞰・概観し、それぞれ各資産の当初認識・当初測定(取得原価の算定)と再測定(期末評価)および費用化(原価配分)・減損に関するIAS・IFRSの特徴を解析するとともに、わが国における資産会計の現状と課題について検討を加える。

II 会計基準の設定・改正経緯

1 IASC・IASBにおける会計基準公表・改訂経緯

周知の如く、IASCは、オーストラリア、フランス、旧西ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、英国・アイルランドおよび米国の指導的な会計士団体によって1973年6月29日に設立された(染谷(1977)221-223頁、中島(1981)255-272頁)⁽¹⁾。IASCの目的は、下記のように定款第2条に定められている。

- (a) 財務諸表の作成・報告に当たって準拠すべき会計基準を作成・公表し、かつ、こ

れが国際的に承認され、遵守されることを促進する。

- (b) 財務諸表の作成・報告に関する規則、会計基準・手続の改善と調和に向けて広く活動する。

IASCの主要目的は、国際的に承認可能かつ理解可能な財務諸表を作成・報告するために、国際的に調和化されたIASを作成・公表することである。財務諸表の国際的比較可能性(international comparability of financial statements)を可能にするための会計基準として、国際会計基準第1号「会計方針の開示」が1975年1月に公表されたのを皮切りに、IASBに改組される2001年4月までに41篇のIASが作成・公表された。

棚卸資産会計に関するIASとして、1975年10月に国際会計基準第2号「取得原価主義会計における棚卸資産の評価および表示」(以下、IAS2(1975年)という)が公表されたが、1993年12月の改訂時に「棚卸資産」と改称・改訂されている。

有形固定資産会計に関するIASとして、1976年10月に国際会計基準第4号「減価償却会計」(以下、IAS4という)、1982年3月に国際会計基準第16号「有形固定資産の会計」(以下、IAS16(1982年)という)が公表されたが、両IASともに、1993年12月に改訂・改称された国際会計基準第16号(1993年改訂)「有形固定資産」(以下、IAS16(1993年改訂)という)に吸収・合併されている。

有形固定資産に係る会計基準として、1982年9月には国際会計基準第17号「リースの会計」(以下、IAS17(1982年)という)、1983年4月に国際会計基準第20号「国庫補助金の会計と政府援助の開示」(以下、IAS20(1983年)という)、1984年3月に国際会計基準第23号「借入費用の資産化」(以下、IAS23(1984年)という)が公表されている。

無形固定資産に係る会計基準として、国際会計基準第9号「研究・開発活動の会計」(以下、IAS9(1978年)という)が1978年7月に、「のれん」の会計処理を規定している国際会計基準第22号「企業結合の会計」(以下、IAS22

(1983年)という)が1983年11月に公表され、金融資産に関係する会計基準として、1986年3月に国際会計基準第25号「投資の会計」(以下、IAS25という)が公表されている。

このように、IAS設定プロセスには、重要な会計テーマごとの個別基準化、いわゆる「ピース・ミール方式」(piece-meal approach)による基準設定法が採用され、IASの改訂・廃棄・統合・差替えが繰り返されている。IAS設定プロセスの主要な特徴としては、(1)個別テーマ基準化による「ピース・ミール方式」と公開草案(Exposure Draft)の公開・コメントレターの受理等によって開かれた「正規の手続」(due process procedure)が採用されていること、(2)IASC内の起草委員会が「IAS草案」を作成し、IASC理事会がIASを承認・公表していること、(3)既存のIASは不断に再検討され、場合によっては廃棄・改訂・併合されていることが挙げられる(菊谷(2002)489頁)。

財務諸表の作成者・利用者の意見を取り入れるために、各種の国際機関(たとえば、証券取引所国際連盟、国際銀行協会、国際商業会議所)や会計基準設定機関が参加する「諮問グループ」が1981年10月に設置された。とりわけ、1987年に証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions and Similar Agencies: 以下、IOSCOと略す)⁽²⁾、1988年に米国の財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: 以下、FASBと略す)、1990年にEC委員会が参加したことにより、IASCの基準設定活動機能が強化された。

1988年11月に大蔵省(現在、財務省)が加盟し、その時に開催されたIOSCO第13回総会において、多国間証券登録制度とそのための国際的ディスクロージャー制度の促進のために、IOSCOとしてIASの改善のためにIASCの活動を支援していく方針が表明された。この要請に応じてIASCは、既存IASの複数・代替的な会計方針による自由選択的な会計処理から統一的な(単一または限定された)会計処理を標榜する公開草案第32号「財務諸表の比較可能性」(以下、E32という)を1989年1月1日に公表した⁽³⁾。

資産関連のIASでは、IAS2(1975年)、IAS16(1982年)、IAS17(1982年)、IAS23(1984年)、IAS25がE32の検討対象となっている。強制力をもつパブリック・セクターのIOSCOがIASを検討・支持したことは、会計基準の国際的調和化・統一化にとって極めて強いインパクトがあった(菊谷(1991)10頁)。

ちなみに、会計基準の調和化(harmonisation)とは、会計実務の相違度(degree of variation)に境界を設けることによってその共存性(compatibility)を向上させるプロセスである(Nobes(1985)p.331)。したがって、調和化は論理的に衝突しない代替的な会計方法の同時発生的な存在を許す(Choi and Mueller(1984)p.470)。

標準化(standardisation)あるいは統一化(unification)とは、すべての状況に単一の基準またはルールが適用されるプロセスであり(Choi and Mueller(1984)p.470)、かなり厳格な狭い組のルール(a more rigid and narrow set of rules)を課すことを意味する(Nobes(1985)p.331)。

E32は、会計基準の国際的調和化・統一化のために、類似する取引・事象(like transactions and events)に対して単一の「規定的処理」(required treatment)を除き、他のすべての会計処理を除去するが、単一の規定的処理に絞れない場合には、「優先的処理」(preferred treatment)と「代替的処理」(alternative treatment)に分けている。ただし、「代替的処理」を選択した場合には、「優先的処理」を採用した場合に算定される純利益・株主持分の金額に調整・開示しなければならない(E32, paras.18, 21-22)。

パブリック・セクターであるIOSCOの関与・支援のもとに作成されたE32の公表は、各国に大きな衝撃を与えた。わが国でも、マスコミにおいてIASという用語が登場するようになり、次第にIASに対する意識が高まってきた。経済界は、プライベート・セクターのIASCが作成・公表したIASには全く関心を示してこなかったが、大蔵省(現在、金融庁)加盟のIOSCOが関与したために、E32に対するコメント・レターが日本公認会計士協会、経団連、日本証券アナリスト協会から提出されている。

たとえば、経団連（（1989）42 頁）は、「代替的处理を選択した場合に差異を開示するためには重複して優先的处理を行う必要が生じて企業の負担が過大となるので、優先的处理と代替的处理の区分を行うべきではない。」という意見を 1989 年 9 月に表明している。

各国からのコメント・レターを審議するために、E32 起草委員会が 1990 年 1 月に開催され、その結果をイシュー・ペーパーとして 3 月の理事会に提出した。IASC 理事会では、E32 の特異性・重要性、その検討対象が多数に及んでいること等を鑑み、決議事項を「確定基準書」(IAS)ではなく「趣旨書」(Statement of Intent: 以下、「E32 趣旨書」という)の形で 1990 年 7 月に公表している(白鳥(1990) 114 頁)。

「E32 趣旨書」(par. 11)は、「優先的处理」を「標準的处理」(benchmark treatment)と名称変更するとともに、E32 とは異なり、純利益・株主持分について代替的处理を採用した場合の影響額の開示を強制しないことにした。E32 提案の 29 検討・修正事項のうち、21 事項が該当 IAS の修正に盛り込まれたが、3 事項 (IAS2、9、23)は再修正・再公開され、1993 年改訂 IAS2、8、9、11、16、18、19、21、22、23 が新しく基準化された。なお、IAS 17 と IAS 25 の 5 事項については、将来の IAS (たとえば、金融商品等)との整合性のために確定が保留となった (IASC (1993a) Foreword)。

「E32 趣旨書」により IAS は質的に改善されたが、多国間にまたがる有価証券の売出しに際して通用するに必要な IAS として、金融商品・無形資産・一株当たり利益等に関する IAS がまだ作成・公表されていなかった。IOSCO は、クロスボーダーで資金調達を行う多国籍企業 (multinational enterprises) のための必要最低のコア・スタンダード (中核かつ包括的な会計基準)として 40 項目を決定し、IASC が当該コア・スタンダードを完成した際に、IAS を一括承認することを IASC に提案した。

IASC は、1995 年 7 月に締結した「IASC・IOSCO 協定」に基づいてコア・スタンダードの作成に取り掛かり、1998 年 12 月に国際会計基準第 39 号「金融商品：認識と測定」(以下、

IAS39 (1998 年)という)が暫定基準として公表したことにより、コア・スタンダードの主要部分を完成させた。IAS 見直し作業はほぼ終了したので、IOSCO は 2000 年 5 月に 30 篇のコア・スタンダードを承認した。これは「IASC2000 年基準」(The IASC 2000 standards)と呼ばれ、グローバル・スタンダードとして各国に導入され始めた(菊谷(2002) 470-471 頁)。

資産会計に関するコア・スタンダードとしては、棚卸資産会計の IAS2、有形固定資産会計の IAS16、リース会計の IAS17、国庫補助金等会計の IAS20、借入費用会計の IAS23、金融商品会計の IAS32 と IAS39、減損会計の IAS36、無形資産会計の IAS38 が IOSCO により承認されている。

各国の会計基準設定機関との協同・責任により、標準化ないし統一化による「統一」(uniformity)に近づく「国際的収斂」(international convergence)を目標にして、高品質・理解可能で拘束力のある国際的な会計基準を開発するために、IASC は 2001 年 4 月に IASB として改組・改称されている。

IASB は、独自に IFRS を作成・公表するとともに、既存 IAS の見直しも行っている。IASB により改訂された IAS および新規に設定された IFRS (「国際基準」)の適用が、2005 年 1 月 1 日から EU における上場企業の連結財務諸表の作成に義務付けられる「2005 年問題」に対処するために、IASB は 15 篇の既存 IAS を 2003 年 12 月に改訂し、2004 年 3 月に改訂 IAS を公表している。

なお、IASB が独自に作成してきた資産関連 IFRS として、2007 年に国際財務報告基準第 7 号「金融商品：開示」(以下、IFRS7 という)、2009 年に国際財務報告基準第 9 号「金融商品」(以下、IFRS9 という)、2016 年に国際財務報告基準第 16 号「リース」(以下、IFRS16 という)が公表されている。

2011 年 5 月には IASB は国際財務報告基準第 13 号「公正価値測定」(以下、IFRS13 という)を公表し、「公正価値」の定義として、測定日に市場参加者間における秩序ある取引 (an orderly transaction between market participants)に

より資産を売却することから受け取られる価格に統一した (IFRS13, par.9)。米国の FASB により 2006 年 9 月に公表された財務会計基準書第 157 号「公正価値測定」(以下、SFAS157 という。現在、FASB による会計基準のコード化体系によって Accounting Standards Codification の Topic 820「公正価値測定」となっている。)が、「公正価値とは、市場参加者間による秩序ある取引において、資産の売却によって受け取るであろう価格をいう。」(SFAS157, par.3)と定義したため、IASB も追随・同調して「公正価値」を売却価格と同一視している (菊谷 (2020a) 25 頁)。

IFRS13 の公表によって、資産関連の「国際基準」(たとえば、IAS2、IAS16 等)は、2011 年には、他の IFRS との用語等の整合性を担保するために、若干の修正が行われている (以下、2011 年修正 IAS2・IAS16 を IAS2・IAS16 という場合もある)。

2 わが国における会計基準公表・改正経緯

わが国では、戦後における実質的な会計処理基準として、連合国軍最高司令官総司令部 (General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers : 以下、GHQ と略す) の経済安定本部 (Economic Stabilization Board) に設置された「企業会計制度対策調査会」(現在、企業会計審議会) から、「企業会計原則」が中間報告として 1949 年 7 月 9 日に公表されている⁽⁴⁾。「企業会計原則」は、戦後における経済再建上当面の課題である外資の導入、企業の合理化、証券投資の民主化、産業金融の適正化、課税の公正化等を解決するために、米国会計士協会 (AIA。現在、米国公認会計士協会 : AICPA) が 1938 年に上梓していた『会計原則書』(*A Statement of Accounting Principles* : 『SHM 会計原則』と通称されている。)を模範にして作成されている。

一般的に言えば、「企業会計原則」は、企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであり、必ずしも法令によって強制さ

れないものの、すべての企業がその会計処理に当たって従わなければならない慣習規範の性格を持つ。さらに、証券取引法、商法、税法等の企業会計に関係ある諸法令の制定・改廃に際して尊重されなければならない基準として、諸法令の先導的役割を果たすとともに、これら諸法令における会計処理規定の補完的役割も果たしている (菊谷 (1994) 169-170 頁)。

「企業会計原則」は、1949 年の設定以来、企業会計を巡る社会・経済的変容あるいは法制的改変に対処するために何度か修正された。それとともに商法や法人税法の改善を促し、証券取引法の会計規定を充実するために、企業会計審議会は諸法令との調整に関する意見書、「企業会計原則」を補完する意見書を作成・公表してきた。たとえば、次のような意見書が公表されている。

- ① 「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」(1951 年 6 月)
- ② 「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」(1952 年 6 月)
- ③ 「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」
 - 「第一 財務諸表の体系について」(1960 年 6 月)
 - 「第二 財務諸表の様式について」(1960 年 6 月)
 - 「第三 有形固定資産の減価償却について」(1960 年 6 月)
 - 「第四 棚卸資産の評価について」(1962 年 8 月)
 - 「第五 繰延資産について」(1962 年 8 月)
- ④ 「税法と企業会計との調整に関する意見書」(1966 年 10 月)

これらの意見書は、それ自体が会計基準として独立しているのではなく、他の諸法令との調整 (国内的調和化) や「企業会計原則」の補完に関する見解・解釈が提示されている (菊谷 (2000) 11 頁)。したがって、この当時における単独の実質的な会計処理基準は、依然として「企業会計原則」である。

昭和 40 (1965) 年に「法人税法」(昭和 40 年

法律第 34 号)が表現の平明化のために全文改正され、昭和 42 (1967) 年には、所得の金額は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」(法 22 ④) という規定が新たに設けられた。これは「公正処理基準」と略称され、課税所得の算定基礎となる「益金の額」と「損金の額」を計算するに際して、「別段の定め」を除き、企業会計上の「収益」と「費用」に関する会計処理基準を尊重することを明らかにした規定である(菊谷 (2008a) 52 頁)。

この単独の会計基準期において、「公正処理基準」とは「企業会計原則」であると解釈されていた。法人税法は、課税所得の概念を直截に定義するのではなく、「公正処理基準」(具体的には「企業会計原則」)に準拠して算定された決算利益から誘導的に定義している。このように、課税所得概念は企業会計上の報告利益に依拠しており、概念的依存関係にある(鈴木 (2008) 68 頁)。

ただし、実質的な会計処理基準として「企業会計原則」しか存在しなかった時期には、「企業会計原則」に網羅されていない諸基準について、「企業会計原則」の不完全性を補完するために詳細かつ明確な会計実務指針として参照できるのは、「法人税基本通達」を含めた税務規定であった。

たとえば、「企業会計原則」は減価償却における残存価額・耐用年数の具体的な見積方法を示していないが、税法では残存価額・耐用年数が全国画一的に法定されているので、企業は税法上の法定価額・法定年数を適用することによって、これらを独自に見積もる作業や申告調整の手間を省略することができる(鈴木 (2008) 71-72 頁)。

また、減価償却費の償却限度額の算定方法等も法定されているために、申告調整の手間を省くには税法規定に準拠した会計実践が選好された。この結果、会計実務において税務法令が事実上の会計基準として機能することになる(後藤 (1994) 11-13 頁)。企業会計上の利益計算と法人税法上の所得計算の二つの計算を行う煩雑さは回避され、法令適用上の簡素化が図られて

いる。

企業会計審議会は、「連結財務諸表の制度化に関する意見書」に基づいて「連結財務諸表原則」を 1975 年 6 月に公表したのを契機にして、「企業会計原則」とは別個の会計処理基準を会計の個別問題ごとに作成している。たとえば、1977 年 3 月公表の「中間財務諸表作成基準」、1979 年 6 月公表の「外貨建取引等会計処理基準」、1988 年 5 月公表の「セグメント情報の開示基準」、1993 年 6 月公表の「リース取引に係る会計基準」は、「企業会計原則」の不完全性を補充する目的で作成され、個別会計問題に関する会計処理基準である。

これらの会計基準を作成するに際しては、米国の「財務会計基準書」(以下、SFAS という)や IAS を参照しながら、国際的調和化(international harmonisation)が図られている。「外貨建取引等会計処理基準」は 1975 年 10 月公表の SFAS8「外貨建取引および外貨表示財務諸表の換算に関する会計」、「セグメント情報の開示基準」は 1981 年 8 月公表の IAS14「セグメント別財務情報の報告」、「リース取引に係る会計基準」は IAS17 (1982 年)等をモデルにして作成されている(菊谷 (2000) 11-13 頁)。

1970 年代後半以降、わが国の財務会計制度は、会計基準の複数化(ピース・ミール方式)とともに会計基準の国際的調和化の段階に入った。わが国では、プライベート・セクターの IASC が作成した IAS は、法的裏付け(legal backing)を担保できないことから、一部の研究者を除き、ほとんど注目されなかったが、大蔵省証券局(現在、金融庁)が 1988 年 11 月に IOSCO に加盟し、パブリック・セクターの IOSCO の支援のもとで IASC が E32 を 1989 年 1 月 1 日に公表したことにより、わが国の産業界にも大きな衝撃が走った。前述したように、E32 に対するコメント・レターが経団連から出され、次第に IAS に対する意識は産業界にも高まってきた(菊谷 (2002) 469 頁)。

さらに、IOSCO が 1995 年の「IASC・IOSCO 協定」に基づいて IAS を一括承認する予定となったために、わが国における会計基準の整備・調和化が緊急を要することとなった。国内的に

は、1996年11月に橋本龍太郎首相の指示・要請により行われてきた金融ビッグバン、恣意的な連結外し問題・不良債権処理問題等の会計問題に対処するために、企業会計審議会は現行会計基準の改訂および新会計基準の公表を短期間に遂行した。IASの導入要請という「外的圧力」に対し、自国の会計基準をIASに調和させるために、現行基準を改訂するとともに多数の新会計基準を設定するという「思い切った手段」(drastic measures)が前例のない速さで推進されている(Kikuya (2001) pp.360-361)。日本版金融ビッグバンという国内的要請および「IASC・IOSCO 協定」に基づくIASの一括承認という外的圧力に後押しされて、「企業会計審議会」が矢継ぎ早に作成・公表した新会計基準は下記のとおりである。

「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」(1998年3月13日公表)

「研究開発費等に係る会計基準」(1998年3月13日公表)

「退職給付に係る会計基準」(1998年6月16日公表)

「税効果会計に係る会計基準」(1998年10月30日公表)

「金融商品に係る会計基準」(1999年1月22日公表)

「固定資産の減損に係る会計基準」(2002年8月9日公表)

「企業結合に係る会計基準」(2003年10月31日公表)

これらの新会計基準は、法律的形式主義・取得原価主義・実現主義をメルクマールとしていた「企業会計原則」とは異なり、経済的実質優先主義(substance over form)、市場価値評価(marking to market)の部分的容認(原価・時価の混合測定主義)、発生主義(accruals)を特徴とするIASを導入する形で作成・公表されている。

なお、新しい会計基準設定主体(民間団体)として2001年7月26日に設立されたASBJも、一連の商法改正と会社法の創設および会計基準の国際的調和化・収斂に対応する形で独自に「企業会計基準」を作成・公表している。とりわけ、2007年8月8日にIASBと締結した「東京合意」(Tokyo Agreement)に従って「国際基準」(IAS・IFRS)に収斂する「企業会計基準」が作成・公表されている。

表1では、ASBJが作成してきた「企業会計基準」の公表日、改正日または修正日、廃止日が示されている。なお、「改正」とは、他の「企業会計基準」・法令等の改正・公表に伴う内容の実質的な変更であり、「修正」とは、新規の「企業会計基準」の設定または現行基準・法令等に伴う用語・字句等の形式的な変更をいう(財務会計基準機構(2019)第24条)。

表1 ASBJによる「企業会計基準」の公表・改正・廃止経緯

番 号	名 称	公表・最終改正・廃止日
第1号	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準	2002年2月21日公表 2015年3月26日最終改正
第2号	1株当たり当期純利益に関する会計基準	2002年9月25日公表 2013年9月13日最終改正 (2020年3月31日修正)
第3号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正	2005年3月16日公表 2012年5月17日廃止
第4号	役員賞与に関する会計基準	2005年11月29日公表
第5号	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	2005年12月9日公表 2021年1月28日最終改正

8 わが国における資産会計の国際的収斂（1）

第6号	株主資本等変動計算書に関する会計基準	2005年12月27日公表 2013年9月13日最終改正 (2020年3月31日最終修正)
第7号	事業分離等に関する会計基準	2005年12月27日公表 2013年9月13日最終改正 (2019年1月16日最終修正)
第8号	ストック・オプション等に関する会計基準	2005年12月27日公表 (2013年9月13日最終修正)
第9号	棚卸資産の評価に関する会計基準	2006年7月5日公表 2019年7月4日最終改正 (2020年3月31日修正)
第10号	金融商品に関する会計基準	2006年8月11日公表 2019年7月4日最終改正
第11号	関連当事者の開示に関する会計基準	2006年10月17日公表 (2016年12月26日修正)
第12号	四半期財務諸表に関する会計基準	2007年3月14日公表 2020年3月31日最終改正
第13号	リース取引に関する会計基準	2007年3月30日公表
第14号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その2）	2007年5月15日公表 2012年5月17日廃止
第15号	工事契約に関する会計基準	2007年12月27日公表 2020年3月31日廃止
第16号	持分法に関する会計基準	2008年3月10日公表 2008年12月26日改正 (2015年3月26日修正)
第17号	セグメント情報の開示に関する会計基準	2008年3月21日公表 2010年6月30日最終改正 (2020年3月31日最終修正)
第18号	資産除去債務に関する会計基準	2008年3月31日公表 (2012年5月17日修正)
第19号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）	2008年7月31日公表 2012年5月17日廃止
第20号	賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準	2008年11月28日公表 2011年3月25日改正 (2019年7月4日修正)
第21号	企業結合に関する会計基準	2008年12月26日公表 2019年1月16日最終改正 (2020年3月31日最終修正)

第22号	連結財務諸表に関する会計基準	2008年12月26日公表 2013年9月13日最終改正 (2020年3月31日最終修正)
第23号	「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正	2008年12月26日公表
第24号	会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準	2009年12月4日公表 2020年3月31日改正
第25号	包括利益の表示に関する会計基準	2010年6月30日公表 2013年9月13日最終改正 (2020年3月31日最終修正)
第26号	退職給付に関する会計基準	2012年5月17日公表 2016年12月16日最終改正 (2020年3月31日最終修正)
第27号	法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準	2017年3月16日公表 (2020年3月31日最終修正)
第28号	「税効果会計に係る会計基準」の一部改正	2018年2月16日公表 (2020年3月31日修正)
第29号	収益認識に関する会計基準	2018年3月30日公表 2020年3月31日最終改正
第30号	時価の算定に関する会計基準	2019年7月4日公表 (2020年3月31日修正)
第31号	会計上の見積りの開示に関する会計基準	2020年3月31日公表

(注) 改正が1回行われている場合には「改正」、改正が2回以上行われている場合には「最終改正」、修正が1回行われている場合には「修正」、修正が2回以上行われている場合には「最終修正」と表示している。網掛けの「企業会計基準」は、資産に関する会計基準であり、本稿で参考になっている。

21世紀に入りIAS・IFRS（「国際基準」）がグローバル・スタンダードとして各国で採用され始め、会計基準の国際的収斂あるいはIAS・IFRSの全面導入に移行していく現状に鑑み、ASBJは、この国際的現実を緩和・対処するために「国際基準」を一部削除・修正した「修正国際基準：国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準」(Japan's Modified International Standards (JMIS) : Accounting Standards Committee Comprising IFRSs and ASBJ Modification；以下、JMISと略す)を2015年6月30日に公表している。したがって、上場企業等では、「企業会計原則」・「企業会計基準」、JMIS、2010年3月期から任意適用できたIAS・IFRS（「国際基準」）および米国基準（連結財務諸表規則第95

条により適用可能）が選択適用な会計基準として併存している。

Ⅲ 金融資産会計の国際的収斂

1 IAS・IFRSの設定・改訂経緯

IASCは、投資（主に有価証券、投資不動産を意味する）に関する原初会計基準として1986年3月にIAS25を公表した。IASCは、投資を(a) 随時現金化でき、かつ、1年を超えて保有意図のない短期投資(current investments)、(b) 短期投資以外の長期投資(long-term investments)に分類し、下記のようにそれぞれ異なる期末評価基準を採択していた(IAS25, pars.19, 23)。

(a) 短期投資の期末評価には、次のいずれかによる。

- ①時価主義
- ②低価主義

(b) 長期投資の期末評価には、次のいずれかによる。

- ①原価主義
- ②時価主義

③市場性ある持分証券の場合には、ポートフォリオに基づく低価主義

IAS25 では、短期運用目的の有価証券を時価で評価し、評価差額を当期損益に算入することができる。IASC は、短期間に売却する目的で取得・保有する有価証券に対して時価主義と低価主義の選択適用を認めているが、原価主義を拒否している。

E32 では、IAS25 の検討対象事項の確定が保留になったが、短期投資の期末評価に時価主義が「優先処理」、低価主義が「代替処理」として採用され、時価変動額は当該期間の損益計算書に計上されることになっていた (E32, pars. 212, 215)。

そこで IASC は、金融商品に関して 1991 年 9 月に公開草案 E40「金融商品」を公表したが、再修正を求められ、1994 年 1 月に公開草案 E48「金融商品」を再公表した。E48 の修正事項のうち、比較的の問題とならない表示と開示に関する規定のみが承認され、1995 年 6 月に国際会計基準第 32 号「金融商品：開示と表示」(以下、IAS32 という)として公表された。

金融商品の認識と測定に関する公開草案 E62「金融商品」が 1998 年 6 月に公表され、E62 に基づいて 1998 年 12 月に暫定基準として国際会計基準第 39 号「金融商品：認識と測定」(以下、IAS39 (1998 年) という)が承認・公表された。つまり、金融商品に関する IAS は、金融資産の測定困難性のために、IAS32 とは別に IAS39 が分割公表されることになった。なお、IAS25 は、IAS39 (1998 年) に差し替えられ、廃棄処分された。さらに、IAS39 (1998 年) は、「2005 年問題」によって 2003 年に改訂されている。

IAS39 (1998 年) (par.68) によれば、金融資産は「経営者の意図」による保有目的等で区分

され、金融資産を測定する上で (a)「貸付金と債権」(loans and receivables)、(b)「満期保有投資」(held-to-maturity investments)、(c)「売却可能金融資産」(available for sale financial asset) および (d)「売買目的保有金融資産」(financial asset held for trading) に分類されていた。

2003 年に改訂された IAS39 (2003 年改訂) (par.9) では、(a)「公正価値で評価し、評価差額を損益計上する金融資産」、(b)「満期保有投資」、(c)「貸付金と債権」および (d)「売却可能金融資産」に分類される。その場合、それぞれ再測定は異なり、上記 (a) と (d) には公正価値による再測定が強制適用されているが、(a) の場合、評価差額が当期の損益に算入されるのに対し、(d) の場合には、OCI として持分に直入されていた (IAS39 (2003 年改訂) par.66)。(b) と (c) に対しては、利息法による償却原価で再測定され、割引額の償却は受取利息として損益処理されている (IAS39 (2003 年改訂) par.46)。

有価証券(投資)に関する再測定(期末評価)に関しては、IASB は所有目的に応じて次のように分類し、それぞれ異なる会計処理を要求していた (IAS39 (2003 年改訂) pars.69, 73)。

(1) 満期保有有価証券

固定されているか決定可能な金額の支払いと固定された満期を有する資産で、企業がそれを満期まで保有する明確な意図と能力を有する「満期保有投資」は、実効利息法を用いた償却原価で測定しなければならない。

(2) 売買目的保有有価証券

主として価格または取引マージンの短期変動から利益を稼得する目的で取得する「売買目的金融資産」は、公正価値で評価しなければならない。評価差額は、当期の損益として計上する。

(3) 売却可能有価証券

上記 (1)・(2) でない「売却可能金融資産」は、公正価値で評価しなければならない。評価差額は、当期の損益または純資産として計上する。

(4) 公正価値が測定不能な有価証券

公正価値が信頼をもって測定できない金融資産は、原価または償却原価によって評価する。

IAS39 (1998 年) は、「2005 年問題」によって 2003 年に改訂されたが、2008 年秋のリーマン・ショック（金融危機）等の影響を受けて修正を強いられ、IASB が 2009 年に公表した国際財務報告基準第 9 号「金融商品」（以下、IFRS9 という）に差し替えられている。

IFRS9 (pars.4.1-4.4) では、「金融資産の管理に関するビジネスモデル」および「金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性」による客観的な規準により、「償却原価測定金融資産」と「公正価値測定金融資産」の二分類に簡素化されている。「公正価値測定金融資産」に係る利得または損失は、純損益として認識されなければならない。ただし、持分金融商品（financial equity instrument）への投資である場合には、OCI に表示することができる（IFRS9, pars. 5.4.1, 5.4.4）。

2 当初測定時における取得原価

IAS39 (1998 年) (par.66) によれば、金融資産は、当初認識時点における原価、すなわち支払った対価の公正価値（fair value of the consideration given）で測定しなければならない。ここにいう「金融資産の公正価値」とは、独立企業間取引（arm's length transactions）において取引知識のある自発的な当事者間で資産が交換される金額である（IAS39 (1998 年) par.8）。

支払った対価の公正価値は、通常、その取引価格または他の市場価格（transaction price or other market prices）を参考にして決められる。そのような市場価格が信頼性をもって算定できない場合には、将来における支払対価を類似資産の実勢市場金利（prevailing market rate(s)）で割り引くことによって見積もられる（IAS39 (1998 年) par.67）。

なお、取引費用は、金融資産の当初測定額（取得原価）に算入される（IAS39 (1998 年) par.66）。金融資産に関連する取引費用には、代理人、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに支

払う手数料・代理業務手数料、規制当局・証券取引所による課徴金、移転税・関税が含まれる。ただし、金融費用、内部管理費用・保有費用の配分額は取引費用に含めない（IAS39 (1998 年) par.17）。

3 再測定時（決算日）における評価額

（1）有価証券の期末評価額

わが国では、従来、有価証券の期末評価基準には「原価法」が原則処理法として採用され、「取引所の相場のある有価証券」に対しては「低価法」が例外処理法として容認されていた（「企原」第三・五・B）。

企業会計審議会が 1990 年 5 月 29 日に「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」（以下、「先物意見書」と略す）を公表し、証券取引法（現在、金融商品取引法）適用会社に対して「市場性ある有価証券に係る時価情報」の開示を要求した。1996 年 7 月には「財務諸表等規則」等の省令が改正され、「有価証券等の株価情報」および「先物為替予約の状況」は、「有価証券の時価等の注記」および「デリバティブ取引に関する注記」として監査対象となっている。

金融商品に関する時価情報の開示は充実されたが、証券・金融市場のグローバル化や経営環境の変化等に対応して企業会計の透明性を高めるためには、注記による時価情報の提供にとどまらず、金融商品そのものの時価評価に関する一般的・包括的な会計処理基準が必要とされていた。

IAS32 や IAS39 (1998 年) の影響を受け、1999 年 1 月に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」（以下、「金融商品基準」と略す）は、有価証券を次のように分類し、それぞれ異なる期末評価基準を適用していた（「金融商品基準」第三・二・1）。

（イ）時価の変動により利益を得ることを目的として保有する「売買目的有価証券」は、時価で評価され、評価差額は当期の損益として処理される。

（ロ）「満期保有目的の債券」は、利息法による償

却原価で評価される。

(ハ)「子会社株式」と「関連会社株式」は、原価で評価される。

(ニ)「その他有価証券」(売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式・関連会社株式のいずれにも分類できない有価証券であり、業務上の関係を有する企業の株式、いわゆる「相互持合株式」から、市場動向によっては売却を想定している有価証券まで多様な性格を有する有価証券)は時価で評価され、評価差額は税効果処理・洗替え方式に基づいて、(i) 評価差額の合計額を純資産に計上する「全部純資産直入法」、(ii) 時価が下落した銘柄に係る評価差損を当期損失として処理する「部分純資産直入法」が適用される。

(ホ)「市場価格のない有価証券」は、原価または償却原価で評価される。

なお、ASBJ が 2006 年 8 月 11 日に「金融商品基準」を差し替えて公表した企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下、「基準 10 号」という)では、IAS39 (2003 年改訂)に合わせる形で(ホ)「市場価格のない有価証券」は「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」と改称されているが、有価証券の期末評価基準は「金融商品基準」を踏襲している(「基準 10 号」70 項-81 項)。

上記(イ)「売買目的有価証券」と(ニ)「その他有価証券」は、いずれは売却することにより時価評価差額である利益を稼得する目的で保有しているので、時価評価が有用な情報となる。このような理由で両者とも時価で評価されるが、時価評価差額の会計処理は異なる。

「売買目的有価証券」には、活発な市場があり、自由な売買による時価が形成されているので、金融資産としての有価証券の価値は、誰にとっても同じであり、市場平均の期待価値と一致する時価である。売買目的有価証券には売却することに事業遂行上の制約がないので、時価評価差額は投資の成果としてリスクから解放され、当期の損益として認識することができる。

他方、「その他有価証券」には売却・換金することに事業遂行上の制約があるので、時価評価差額は投資の成果としてリスクから解放され

ず、当期の損益として認識することができない。実際に売却されるまでは、「その他有価証券評価差額金」(その他の包括利益累計額)として純資産の部に繰り越される。ただし、時価が下落した銘柄に「部分純資産直入法」を適用する場合には、「保守主義」の観点から評価差損は当期の損失として処理される。「その他有価証券」に対する「部分純資産直入法」は、「国際基準」(IAS39・IFRS9)には存在しない。

たとえば、当期末に 20,000 千円で取得していた株式(その他有価証券)の期末時価が(a) 23,000 千円と値上がりした場合、(b) 18,000 千円に値下がりした場合における「部分純資産直入法」の仕訳処理は次のとおりである(単位: 千円)。なお、実効税率を 30%とする。

(a) : (借) 投資有価証券	3,000
(貸) 繰延税金負債	900
その他有価証券	
評価差額金	2,100
(b) : (借) 投資有価証券評価損	2,000
(貸) 投資有価証券	2,000
(借) 繰延税金資産	600
(貸) 法人税等調整額	600

「売買目的有価証券」の場合には、時価変動差額が当期の損益として計上されるので、「切放し方式」でも「洗替え方式」でも次年度の計算結果は同じであるが、「その他有価証券」の場合には、次年度以降の売却時に取得原価と売却価額との差額を売却損益として計上するので、必ず取得原価に振り戻す「洗替え方式」に依らなければならない。

「満期保有目的の債券」を債券金額より低い価額または高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、「償却原価法」に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とするが、償却原価の処理に際しては、原則として「利息法」が採用される。ここに「利息法」とは、取得価額と債券金額との差額を金利調整差額とみなし、当該債券のクーポン利率による受取総額と金利調整差額の合計額を実質的な受取利息の総額と考え、債券の帳簿価額に対し一定の実効利率になるように、複利をもって各期の

損益に配分する方法である（「基準10号」16項）。

たとえば、「満期保有目的の債券」（社債額面金額：100,000千円、償還期限：5年、取得原価：94,000千円、券面利子率：年5%、利払日：期末、実効利子率：年7.3%）を当期首に取得した場合、(a) 当期首（取得日）と (b) 当期末（決算日・利払日）の仕訳処理および (c) 当期末における当該債券の帳簿価額、さらに (d) 翌期末（決算日・利払日）の仕訳処理および (e) 翌期末における当該債券の帳簿価額を示せば、次のとおりである（単位：千円）。

- (a) : (借) 満期保有目的の債券 94,000
 (貸) 現金預金 94,000
- (b) : (借) 現金預金 5,000
 (貸) 有価証券利息 5,000⁽¹⁾
 (借) 満期保有目的の債券 1,862⁽²⁾
 (貸) 有価証券利息 1,862
 (1) $100,000 \text{千円} \times 5\% = 5,000 \text{千円}$
 (2) $(94,000 \text{千円} \times 7.3\%) - 5,000 \text{千円} = 1,862 \text{千円}$
- (c) : 当期末の帳簿価額 : 95,862 千円 (= 94,000 千円 + 1,862 千円)
- (d) : (借) 現金預金 5,000
 (貸) 有価証券利息 5,000
 (借) 満期保有目的の債券 1,979⁽³⁾
 (貸) 有価証券利息 1,979
 (3) $(95,862 \text{千円} \times 7.3\%) - 5,000 \text{千円} = 1,979 \text{千円}$
- (e) 翌期末の帳簿価額 : 97,841 千円 (= 95,862 千円 + 1,979 千円)

なお、IFRS9 という「公正価値測定金融資産」を構成する「子会社株式」と「関連会社株式」は、わが国の「基準10号」では取得原価で測定されている。子会社は親会社の支配下で実質的事業体に組み込まれている事業単位であり、「子会社株式」は、時価の上昇を期待して保有するものではなく、固定資産への「事業投資」と同様に、時価の変動を財務活動の成果とは捉えないという考え方に基づいて取得原価で評価される。「関連会社株式」は、他企業への影響力の行使を目的として保有する株式であるので、子会社株式と同様に、事実上の事業投資として会計

処理を行うことが妥当であり、取得原価をもって貸借対照表価額とする（「基準10号」73項 - 74項）。「国際基準」（IAS39・IFRS9）は、「子会社株式」や「関連会社株式」であっても、あくまでも資産運用または市場価格変動による利益獲得を目的とした「金融投資」による金融資産とみなしている。

なお、2019年7月4日には、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下、「基準30号」と略す）が、IASBにより2011年に公表されたIFRS13に収斂する形でASBJから公表された。IFRS13と収斂しているために、「基準30号」の対象は金融商品と一部の棚卸資産に限定されている。IASBのIFRS13では「公正価値」という用語が使われているが、「基準30号」は、わが国における他の関連諸法規において「時価」という用語が広く使用されていること等を配慮して、「時価」という用語を用いる（「基準30号」25項）。

「基準30号」によれば、時価の算定に際しては、十分なデータが利用できる評価技法（たとえば、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ）を用いなければならないが、評価技法を用いる場合には、関連性のある「観察可能なインプット」（入手できる観察可能な市場データに基づくインプット）を最大限に利用し、「観察できないインプット」（観察可能な市場データではないが、入手できる最良のデータに基づくインプット）の利用は最小限にするべきである（「基準30号」8項）。ここでいう「インプット」とは、市場参加者が資産・負債の時価を算定する際に用いる仮定であり、時価の算定に固有のリスクに関する仮定も含まれる（「基準30号」4項（5））。

時価の算定に用いるインプットは、次の順に優先的に使用する必要がある。すなわち、「レベル1のインプット」が最も高い優先順位となり、「レベル3のインプット」が最も低い優先順位になる（「基準30号」11項）。

(1) レベル1のインプット

「レベル1のインプット」とは、時価の算定日において、企業が入手できる「活発な市場」（継続的に価格情報が提供される程度に十分

な数量・頻度で取引が行われている市場)における同一の資産または負債に関する相場価格であり、調整されていないものをいう。

(2) レベル2のインプット

「レベル2のインプット」とは、資産または負債について直接または間接的に観察可能なインプットのうち、「レベル1のインプット」以外のインプットをいう。

(3) レベル3のインプット

「レベル3のインプット」とは、資産または負債について直接または間接的に観察可能でないインプットをいう。当該インプットは、関連性のある「観察可能なインプット」を入手できない場合に利用する。

「レベル1のインプット」は「売買目的有価証券」等に適用されるが、「レベル3のインプット」を決定するには、他の市場参加者が異なるデータ、当該企業に固有の特性状況において入手できる最良の情報を調整する必要がある。市場データの取得が難しく、企業独自の仮定に基づく「レベル3のインプット」の金融資産を時価で算定した場合には、時価算定の仮定を詳細に記載する必要がある(「基準30号」7項)。

なお、法人税法は、1999年公表の「金融商品基準」に影響を受けて改正され、有価証券の期末評価は、「売買目的有価証券」、償還期限・償還金額の定めのある「償還有価証券」(満期保有目的の債券に該当する。)およびそれ以外の有価証券(その他有価証券と子会社株式・関連会社株式に該当する。)の区分に応じて行われる。「売買目的有価証券」は時価法、「償還有価証券」は償却原価法、それ以外の有価証券は原価法によって期末評価される(法61の3)。「時価法」による有価証券の評価損益は、「洗替え方式」により翌期首に戻し入れられる(法令119の15③)。「基準10号」は、「洗替え方式」のほかに「切放し方式」も認めている。

法人税法では、「満期保有目的の債券」に該当する「償還有価証券」も、「償却原価法」に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。法人税法でいう「償却原価法」には、計算の簡便上、日数または月数で按分する「定額法」が採られている(法令139の2②)。複雑

な利息法で「有価証券利息」を計算しても、税務申告上は簡便な定額法による「有価証券利息」の再計算が必要となり、二重に事務負担がかかるので、その弊害を回避するために、「定額法」が安直に利用されるかもしれない。

「基準10号」が定義する「その他有価証券」は、時価で評価され、その評価差額の処理には「部分純資産直入法」が選択適用でき、「投資有価証券評価損」を計上する可能性もあるが、法人税法は原価法を強制しているので、当該評価損の全額が損金不算入となる。

(2) 金銭債権の期末評価額

IAS39(1998年)(par.111)によれば、償却原価法(amortised cost method)により計上されている貸付金・債権等の期末評価額は、予測される将来のキャッシュ・フローを当初の実効利子(original effective interest)で割り引いた現在価値(回収可能価額)と当該資産の帳簿価額との差額を直接的にまたは引当金勘定(allowance account)を用いて減額しなければならない。ただし、短期債権(short-term receivables)に関連するキャッシュ・フローは、通常、割り引く必要はない。

わが国の「金融商品基準」および「基準10号」でも、金銭債権は短期的に決済され、その時価は簿価と近似するため、原則として、時価評価を行わない。ただし、債権を債権金額より低い価額または高い価額で取得した場合には、「償却原価法」に基づいて計算した価額から貸倒見積高を控除した金額を貸借対照表価額とする(「金融商品基準」第三・一、「基準10号」14項)。

「金融商品基準」および「基準10号」によれば、債権は(イ)経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する「一般債権」、(ロ)経営破綻に至っていないが、債務弁済に重大な問題が生じているか生じる可能性の高い債務者に対する「貸倒懸念債権」、(ハ)経営破綻または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する「破産更生債権等」に分類され、その区分に応じて貸倒引当金の設定方法が決められている。貸倒見積高を算定するに際しては、一般債権には

「貸倒実績率法」、貸倒懸念債権には「財務内容評価法」（回収見込額配慮法）または「キャッシュ・フロー見積法」（現価・簿価差額計上法）、破産更生債権等には「財務内容評価法」が適用される（「金融商品基準」第四・一・二、「基準10号」27項-28項）。

ここにいう「キャッシュ・フロー見積法」とは、元金と利息のキャッシュ・フローの総額の割引現在価値が元本そのものであると仮定し、当初の契約上見込まれた将来のキャッシュ・フロー総額が、債務弁済条件の大幅な緩和など、現実のキャッシュ・フロー総額の変化により減損した場合、その減損額をもって貸倒見積高とする方法である。

たとえば、 t_1 期末に貸付金 100,000 千円（利率：年 10%、返済期日： t_3 期末）を有していたが、債務者の経営状態が悪化したために、次期以降（ $t_2 \sim t_3$ 期）の利息を半額免除した場合、「キャッシュ・フロー見積法」により貸倒引当金を設定する仕訳処理は次のとおりである（単位：千円）。

(借) 貸倒引当金繰入 8,678
 (貸) 貸倒引当金 8,678
 $100,000 \text{千円} - (5,000 \text{千円} \div 1.1 + 105,000 \div 1.1^2) \approx 8,678 \text{千円}$

法人税法上、貸倒引当金を設定できる法人は、平成 24 (2012) 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から、銀行、保険会社、中小法人等に限定されている。貸倒引当金の繰入限度額については、(a) 長期棚上げ債権等の「個別評価債権」の回収不能見込額を個別に設定する貸倒引当金繰入額、(b) 一般売掛債権等の「一括評価債権」の回収不能見込額を一括的に設定できる貸倒引当金繰入額が認められている（法 52）。

たとえば、会社更生法等による更生計画認可の決定があった場合等に生じる「長期棚上げ債権」に対しては、当該債権額から担保処分見込額・弁済予定金額を控除した残額が「繰入限度額」となる（法 52、法令 96、法基通 11-2-8）。上記の特別法による更生手続の開始・特別清算の開始の申立てがあった事実、手形交換所等において取引の停止処分を受けた事実が生じたときは、当該債権額（取立等見込額を控除する。）

の 50%相当額を「償却限度額」とすることができる。

売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権（一般売掛債権等）に対しては、「一括評価債権」として過去 3 年間ににおける実際の貸倒損失に基づく「実績率」により「繰入限度額」が算定される。ただし、資本金 1 億円以下の中小法人は、「法定繰入率」により計算することができる（法 52、措法 57 の 10、措令 33 の 9）。

「基準 10 号」でいう「財務内容評価法」とは、債権額から担保等を控除した回収不能見込額のうち、債務者の財務状況を考慮して貸倒見積高を算定する方法であり、税法上の「個別評価債権」に対する貸倒引当金繰入額の算定方法に類似する。

税務法令には、複雑な見積計算を伴う「キャッシュ・フロー見積法」は設けられていない。このように、「基準 10 号」と税務法令の間では債権の分類・範囲、それに応じた貸倒見積高の算定方法が異なるので、報告利益と課税所得の乖離は拡大していくが、これを解消するには税効果処理が必要となる。

(3) デリバティブ資産の期末評価額

IAS39 (1998 年) (par.4) によれば、デリバティブ取引によって生じた「派生金融資産」(derivative financial assets) は、ヘッジング手段 (hedging instruments) として指定されている場合を除き、常に売買目的で保有しているものとみなされる。デリバティブ資産は、従前には公正価値で測定されないだけでなく、多く場合、認識さえも行われていなかったが、「売買目的有価証券」と同様の「時価法」（値洗基準）が適用されることになった。

ちなみに「派生金融資産」とは、現物市場における外国通貨・金利・株式等の原資産 (underlying assets) の価格や指標に基づいて、原資産の交換等を将来時点に行うことを現在時点で約束した契約対象 (商品) である。「デリバティブ取引」では、実際に契約された元本その他の現物受渡しが取引当事者間で行われる「現物取引」とは異なり、原資産の価格・指標そのものが取

引対象であり、契約時には原則として現物の受渡しはない。

わが国では、1990 年公表の「先物意見書」(第二部一・3、4) が「決済基準」の問題点⁽⁶⁾を指摘し、将来的に「値洗基準」に移行することを提言していたが、前述したように、「デリバティブ取引の時価等に関する事項の注記」が監査対象となるに止まっていた。このように、デリバティブ取引については、取引慣行として「決済基準」が採られていたが、IAS39 (1998 年)の影響を受けた 1999 年公表の「金融商品基準」が「値洗基準」に変更した。すなわち、デリバティブ取引により生じた正味債権は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理する(「金融商品基準」第三・四)。

「金融商品基準」を受け継いだ「基準 10 号」(88 項)によれば、デリバティブ取引は、正味の債権または債務の時価の変動により保有者が利益を得たり、損失を被る取引であり、投資者・企業双方にとって意義を有する価値は当該正味の債権または債務の時価に求められ、また、デリバティブ取引により生じる正味の債権・債務の時価の変動は企業にとって財務活動の成果であると考えられる。したがって、デリバティブ取引により生じた正味の債権(デリバティブ資産)は、時価で期末評価され、その評価差額は、原則として、当期の損益として処理する(「基準 10 号」25 項)。つまり、「値洗基準」が強制適用されることになった。

企業の事業活動遂行上、価格リスク・金利リスク・為替リスク等のリスクにさらされているので、これら不確定・変動要素の強い市場相場変動リスクにより将来生じるかもしれない損失を減殺・回避するために、なんらかの方法により損失防御措置(ヘッジ)が採用されることになる。ヘッジを行う「ヘッジ取引」とは、ヘッジ対象の資産・負債に係る変動相場を相殺するか、ヘッジ対象の資産・負債に係るキャッシュ・フローを固定してその変動を回避することにより、ヘッジ対象である資産または負債の価格変動、金利変動、為替変動等の相場変動による損失可能性を減殺することを目的として、「デリバ

ティブ取引」をヘッジ手段として用いる取引である(「基準 10 号」96 項)。

「ヘッジ会計」とは、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための会計処理をいう(「基準 10 号」29 項)。

「金融商品基準」のモデルとなった IAS39 (1998 年)(par.137)によれば、「ヘッジ会計」の種類として「公正価値ヘッジ」(fair value hedge)、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」(cash flow hedge)および「在外事業体における純投資のヘッジ」(hedge of a net investment in a foreign entity)が列挙されていた。

わが国では、ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる「繰延ヘッジ」による。「繰延ヘッジ」とは、ヘッジ対象については時価評価を行わず、ヘッジ手段については時価評価を行い、そこで生じる評価差額を OCI として「純資産の部」に計上して、翌期以降に繰り延べる方法である(「基準 10 号」32 項)。

ただし、例外的処理として、ヘッジ対象である資産または負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する「時価ヘッジ」(「公正価値ヘッジ」)によることもできる(「基準 10 号」32 項)。

わが国のヘッジ会計では、「国際基準」で認められていない「繰延ヘッジ」が原則処理法として採用され、「時価ヘッジ」が例外処理法として利用されることになる。

IV 棚卸資産会計の国際的収斂

1 IAS・IFRS の設定・改訂経緯

IASC は、棚卸資産会計に関する原初基準として 1975 年 10 月に IAS2 (1975 年)を公表した。原初基準である IAS2 (1975 年)では、1975 年当時における各国の会計基準・会計実務を寄せ集めて作成されていたために、たとえば、棚

卸資産の原価配分法として先入先出法 (first-in first-out : 以下、FIFO と略す)、加重平均原価法 (weighted average cost : 以下、WAC と略す)、後入先出法 (last-in first-out : 以下、LIFO と略す)、基準棚卸法 (base stock)、個別法 (specific identification)、次入先出法 (next-in first-out : 以下、NIFO と略す) および最終仕入原価法 (latest purchase price) が例示・容認されていた (IAS2 (1975 年) pars.13, 26)⁽⁵⁾。

「基準棚卸法」とは、経営に必要最低限の数量を每期一定の基準価格によって評価し、期首棚卸高と期末棚卸高を同一金額にすることによって、期中における仕入と売上 (すなわち売上原価と売上高) をおおよそ同一価格水準で比較し、価格変動損益を期間損益計算から排除する方法である (Blake and Amat (1993) pp.137, 167)。カンファーマン・ゼフ (Camfferman and Zeff (2007) pp.98 - 99) の解説によれば、オランダで LIFO とともに「基準棚卸法」の適用も認められていたので、オランダの要望により原初基準の IAS2 (1975 年) に例示列挙されることになった。

このように、原初基準である IAS2 (1975 年) では、棚卸資産の費用化 (原価配分) に多様な方法が容認されていたが、複数の会計方針が任意に選択適用されることになれば、財務諸表の比較可能性は阻害されることになる。そのために IAS2 (1975 年) も E32 の検討対象になったが、「E32 趣旨書」では承認されず、さらに公開草案第 38 号「棚卸資産」 (以下、E38 という) として 1991 年に再修正・再公表されることになった (「E32 趣旨書」 pars.1, 12)。E38 に若干の修正を加えて国際会計基準第 2 号 (1993 年改訂) 「棚卸資産」 (以下、IAS2 (1993 年改訂) という) が 1993 年 11 月に改称・公表されている。

IAS2 (1993 年改訂) では、「標準処理」として FIFO と WAC の選択適用が容認され、「代替処理」として、「E32 趣旨書」 (Appendix 2) では廃棄が提案されていた LIFO の採用が認められている。また、互換性のない棚卸資産と特定プロジェクトのために製造・区分されている棚卸資産には「個別法」が強制適用され、「売価還元法」 (retail method) は、その適用結果が原価

と近似する場合に限り、簡便法として利用できる (IAS2 (1993 年改訂) pars. 17, 19, 21, 23)。財務諸表の比較可能性を促進するために自由選択的な会計方針を制限した E32・「E32 趣旨書」の要求に応じて、IAS2 (1993 年改訂) は原価配分法を選択範囲を縮小し、統一的な会計方針に限定しようとしている (菊谷 (1995) 10 頁)。

なお、代替処理として LIFO を選択適用した場合には、貸借対照表における棚卸資産の帳簿価額と下記 (a)・(b) で求める金額のいずれかとの差額を開示する必要がある (IAS2 (1993 年改訂) par.36)。

- (a) 標準処理として適用できる FIFO または WAC によって算定された金額と正味実現可能価額 (net realisable value) とのいずれか低い額
- (b) 貸借対照表日の現在原価 (current cost) と正味実現可能価額とのいずれか低い額

IAS2 (1993 年改訂) では、代替処理として LIFO を選択すれば、標準処理としての FIFO または WAC に基づいた金額も計算しなければならない。しかも、上記のような差額開示が強制されている。したがって、LIFO 選択適用による金額との差額の強制開示は、LIFO を選択適用する妨害要因となる。

「2005 年問題」に対処するために IAS2 (1993 年改訂) も改訂の対象となり、2003 年 12 月に改訂された IAS2 (以下、IAS2 (2003 年改訂) という) が 2004 年 3 月に IASB 理事会により公表された。IAS2 (2003 年改訂) では、「E32 趣旨書」の提案どおりに、LIFO が原価配分法から削除された (IAS2 (2003 年改訂) pars.IN 13, BC 9)。

IASB は、他の「国際基準」との用語等の整合性を担保するために、IAS2 (2003 年改訂) に若干の修正を加えて国際会計基準第 2 号 (2011 年修正) 「棚卸資産」 (以下、IAS2 (2011 年修正) を IAS2 という) を公表した。

2 当初測定時における取得原価

IAS2 (par.6) によれば、棚卸資産を「購入」

によって取得した場合、「取得原価」は、送り状価額から仕入値引・仕入割戻し等を控除した購入原価 (cost of purchase) に付随費用を加算した金額で当初測定される。取得原価に算入される付随費用は、棚卸資産が現在の場所・状態 (present location and condition) に至るまでに発生した直接必要とされる費用に限定される (IAS2, par.10)。

わが国では、棚卸資産の付随費用として重要性の乏しいものについては、取得原価に算入しないことができる (「企原」注解1 (4))。仕入割引 (現金割引) は営業外収益として処理されるが、IAS2 では購入原価の控除対象とされている。なお、企業会計審議会が1962年8月に公表した「連続意見書第四 棚卸資産の評価について」(第一・五・1)によれば、棚卸資産の購入に要した負債利子については、これを期間費用として処理するのが一般的な慣行となっているという理由により、原価算入は否定される。

わが国の「企業会計原則」(注解8)の規定に従えば、「自己製造」による棚卸資産の取得原価は、適正な原価計算基準に基づいて算定される。さらに、「連続意見書第四」(第一・五・1)によれば、有形固定資産の自家建設とは異なり、所有期間が短い棚卸資産の場合、購入に要した負債利子あるいは棚卸資産の取得から処分までに生じる資金利子については、期間費用とすることが一般的な慣行であるので、取得原価に含めないことを建前とする。

IAS2 (par.17)によれば、意図した利用または販売が可能となるまでに相当の期間を要する「適格資産」(たとえば、製造設備、発電設備等)の自己製造を直接の原因とする「借入費用」は、当該棚卸資産の取得原価に算入される。借入費用を資産化できる棚卸資産は非常に限定的であるが、IAS23に従って借入費用を資産化できる。

IASBによって2007年3月に改訂されたIAS23 (2007年改訂)の会計処理に従えば、資産を「自己製造」または「自家建設」によって取得した場合における取得原価は、一般目的で借り入れた資金の借入費用も含めて当期中の借入金残高に対応する借入費用の加重平均率による「資産化率」(capitalisation rate)を算出し、

「資産化率」を当該資産に対する支出額に乘じて、資産化適格借入費用額 (amount of borrowing costs eligible for capitalisation) が算定される (IAS23 (2007年改訂) par.1)。

原初基準であるIAS23 (1984年) (par.24)では、「借入費用の資産化」の選択適用が認められていたが、「E32 趣旨書」によって改訂されたIAS23 (1993年改訂)は、標準的処理として「借入費用の即時費用化」、代替的処理として「借入費用の資産化」を指示していた (IAS23 (1993年改訂) pars. 7, 8, 11)。さらに改訂されたIAS23 (2007年改訂)では、「借入費用の資産化」が強制適用されることになった。

たとえば、 t_1 期首 ($\times 1$ 年1月1日)に自社で発電設備の自己製造を開始し、適正な製造原価800万円 (建設仮勘定で処理済み)は取引銀行Aから借り入れている1,500万円 (利率: 年3%、利払日: 12月31日、返済期限: t_4 年12月31日)の一部を流用しているが、このほかに取引銀行Bから500万円 (利率: 年4%、利払日: 12月31日、返済期限: t_4 年12月31日)の資金も借り入れている場合、(A) 資産化率の計算および (B) t_1 期末の仕訳は次のとおりである。

$$(A): (15,000,000 \times 3\% + 5,000,000 \times 4\%) \div 20,000,000 = 3.25\%$$

$$(B): \begin{array}{ll} \text{(借) 支払利息} & 450,000^{(1)} \\ \text{(貸) 現金預金} & 450,000 \\ \text{(借) 建設仮勘定} & 260,000 \\ \text{(貸) 支払利息} & 260,000^{(2)} \end{array}$$

$$(1) 15,000,000 \times 3\% = 450,000$$

$$(2) 8,000,000 \times 3.25\% = 260,000$$

わが国では、前述したように、所有期間が短い棚卸資産の資金利子は、取得原価に算入されない。一般的な棚卸資産は、近い将来に販売または消費することを目的として短期的に所有されているので、借入費用の資産化を行っても、「費用収益対応」の面では借入費用の期間費用化と時間的には大差ない。

3 棚卸資産の原価配分

通常の営業過程において販売目的または消費目的で所有されている「事業用資産」であり、

棚卸を通じてその有価が確定される「費用性資産」である棚卸資産の費用化（原価配分）として、IAS2 (pars.21-25) でも、(a) 通常、互換性のない棚卸資産および特定のプロジェクトのために製造・区分されている棚卸資産の原価配分には「個別法」が強制適用され、(b) それ以外の棚卸資産には、FIFO または WAC が選択適用され、LIFO の採用は認められていない。IASB は、LIFO の採用では棚卸資産の実際の流れが信頼性をもって表現されているとは言えず、棚卸資産の流れが「表現の忠実性」を欠いていることから、LIFO を廃棄処分した (IAS2, pars.BC10, BC19)。

わが国においても、ASBJ が IAS2(2003 年改訂) をモデルにして 2006 年 7 月 5 日に公表した企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(以下、「基準 9 号」と略す) が 2008 年 9 月 26 日に改正される際に、会計基準の国際的収斂のために LIFO は廃止された。LIFO は、価格変動時には、払出価額が比較的最近の取得原価に基づいているので、時価ではないにしても時価に近い単価による費用計算が行われ、ある程度まで保有損益を排除することができるが、棚卸資産の期末評価には最も古い単価によって行われる欠陥がある(菊谷 (1995) 11 頁)。

わが国の「基準 9 号」は、IAS2 と同様に、個別法、FIFO、平均原価法、売価還元法を採用しているが、IAS2 が原価配分法の適用を指定しているのに対し、その採用には選択適用を認めている(「基準 9 号」6-2 項、37-12 項)。

法人税法上、売上原価を算定するに当たっては、「原価法」と「低価法」の選択適用が認められている。法人税法上、取得価額をもって棚卸資産を評価する「原価法」には、個別法、FIFO、LIFO、総平均法、移動平均法、単純平均法、最終仕入原価法または売価還元法が認められていた⁽⁷⁾。ただし、平成 20 (2008) 年度税制改正において、「基準 9 号」に合わせる形で、LIFO の適用は廃止されている。

4 再測定時（決算日）における評価額

IAS2 は、1975 年公表の原初基準から、販売目的資産である棚卸資産の期末評価基準として

「原価と正味実現可能価額の低価法」を強制適用している (IAS2, par.9)。再測定時（決算日）に際して当該棚卸資産から得られるキャッシュ・インフローが取得原価を下回る場合には、現金回収可能額に相当する正味実現可能額を貸借対照表価額とし、原価と正味実現可能価額との差額を当期の評価損として計上することになっている。IASB の見解に従えば、販売目的資産は、販売によって実現すると見込まれる金額を超えて計上されるべきでないという会計思考に基づいて、棚卸資産は取得原価から正味実現可能価額まで評価減することができる (IAS2, par. 28)。

ここに「正味実現可能価額」とは、通常の営業過程における予想売価から、完成までに要する見積費用および販売に要する見積費用を控除した額である (IAS2, par.6)。「正味実現可能価額」は、通常の営業過程において棚卸資産を販売することにより実現することが予想される正味金額を意味し、「事業体固有の価値」(entity-specific value) であり、市場参加者間において秩序ある取引 (orderly transaction) で当該棚卸資産を販売する「公正価値」とは異なる (IAS2, par.7)。

棚卸資産の陳腐化 (obsolescence)、品質低下 (deterioration) および市場状況の変化 (change in market conditions) によって取得原価以下に価値下落 (decline in value) が生じた場合、その棚卸資産から稼働できるキャッシュ・インフローが取得原価を下回る危険性もある。棚卸資産を原価から正味実現可能価額までに評価減する慣行は、販売または利用によって実現すると見込まれる額 (amounts expected to be realised from their sale or use) を超えて計上されるべきではないという考え方と首尾一貫している (IAS2, par.28)。

この場合の低価基準は、予想の損失（未実現損失）の早期計上を図る保守主義 (conservatism) の適用により容認されていると言えるであろう。そこで採られる時価は、「現金回収可能額」を意味する「正味実現可能価額」と結びつく(菊谷 (1995) 14 頁)。

また、先物契約・政府保証により販売が確実である場合、活発な市場が存在するために販売

できないリスクがほとんどない場合には、農産物・鉱物資源等の棚卸資産は、正味実現可能価額で評価され、その変動額は当期の損益として計上される (IAS2, pars.3-4)。

わが国では、棚卸資産の期末評価基準として「原価法」を原則適用とするが、例外処理として「低価法」の選択適用も認められていた。「低価法」を適用した場合における時価としては、「連続意見書第四」(第一・三・1)によれば、次のような三つの方法のいずれかが採用される。

- (1) 原価と正味実現可能価額との比較法
- (2) 原価と再調達原価との比較法
- (3) 原価、正味実現可能価額と再調達原価との比較法

ASBJ が 2006 年に公表した「基準 9 号」では、IAS2 に収斂して、「原価法」は廃棄され、「低価法」が強制適用されることになった。「通常の販売目的で保有する棚卸資産」の期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、時価評価差額を当期の費用として処理する(「基準 9 号」7 項)。「販売目的の棚卸資産」には、「原価と正味売却価額との低価法」が強制適用される。

ただし、活発な市場が行われるように整備され、購買市場と販売市場とが区分されていない単一の市場(たとえば、金の取引市場)で取引される「トレーディング目的で保有する棚卸資産」については、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額を当期の費用として処理する(「基準 9 号」15 項)。「トレーディング目的の棚卸資産」には、「売買目的有価証券」と同様に、活発な市場があり、自由な売買による時価が形成され、売却することに事業遂行上の制約がないので、評価差額を当期の損益として計上する「時価法」が適用される。

わが国の法人税法でいう「低価法」は、「原価と再調達原価との低価法」を意味していた(旧法令 28 ①二、旧法基通 5-2-10)が、平成 19 (2007) 年度税制改正において、事務負担増加への配慮から「基準 9 号」に調整するために、低価法で採用される時価は「正味売却価額」に

変更されている(法令 28 ①三)。すなわち、法人税法上、原則として「原価法」が適用されるが、例外適用として「原価と正味売却価額との低価法」が容認されている。「基準 9 号」に従って低価法を採用して売上原価を計上したとしても、法人税法においても低価法の選定が認められているので、税務処理上の問題は生じない。

なお、IAS2 によれば、消費目的資産である原材料等に対しては、例外的評価基準として「原価と再調達原価の低価法」の適用が容認されている。つまり、生産に用いる目的で所有される原材料・貯蔵品は、製品の原価を超えて販売されると見込まれる場合には、評価減されないが、製品の正味実現可能価額が原価より低くなることを原材料の価格の下落が示しているときには、当該原材料は正味実現可能価額まで評価減される。このような場合、原材料の再調達原価が正味実現可能価額について最良の入手可能な測定値である (IAS2, par.32)。

わが国でも、原材料等の期末評価基準として、再調達原価の方が把握しやすく、「正味売却価額」⁽⁸⁾が再調達原価に歩調を合わせて動く想定される場合には、継続的適用を条件にして、再調達原価(最終仕入原価を含む)を採用することもできる(「基準 9 号」10 項)。ここに「再調達原価」とは、購買市場と売却市場とが区別される場合における購買市場の時価に、購入に付随する費用を加算した価額をいい、重要性を考慮して、付随費用を含めないことができる(「基準 9 号」6 項、50 項)。

わが国の「基準 9 号」は基本的に IAS2 の規定に収斂しているが、評価損の翌期における会計処理については、「基準 9 号」(14 項)が「洗替え法」と「切放し法」の選択適用を認めているのに対し、IAS2 (par.33)では「洗替え法」が強制適用される。法人税法では「洗替え低価法」を原則法とし、一定の条件の下で「切放し低価法」も認められていたが、平成 23 年度(2011 年度)税制改正時に「切放し低価法」は廃止され、IAS2 と同様に、「洗替え低価法」のみが採用されることになった。

〔注〕

- (1) IASC の前身は、英国・米国・カナダの職業会計士団体が3か国間で会計問題を調和化するために1966年に設立した「会計士国際研究グループ」(Accountants' International Study Group)である。初代会長・ベンソン卿(Sir H.Benson)は、会計基準の国際的統一を実現するためには3か国だけの研究グループではその目的を達成できないと考え、1972年に開催された「国際会計士大会」(World Congress of Accountants)の会場で、会計士の国際機関設立の必要性を主要各国の代表者に説得して回った(菊谷(1994)22頁)。その結果、1973年6月29日にIASCが設立され、日本公認会計士協会(JICPA)からはIASC設立会議(Foundation Meeting of the IASC)に辰巳正三氏と川口順一氏が派遣された。ただし、5月19日にロンドンで開催された準備会議(preliminary meeting)には準備不足のために日本代表は出席できなかった(Kikuya (2001) p.351)。
- (2) IOSCO の前身は、米国・カナダが南米諸国の資本市場の育成のために証券監督当局・証券取引所を指導する目的として1974年に設立した「米州証券監督協会」(Inter-American Association of Securities Commissions)である。1986年7月の第11回の大会においてIOSCOと改称され、1988年11月の第13回大会においてわが国からは大蔵省証券局が加盟した。IOSCOは、パブリック・セクターとして公正かつ効率的な資本市場を維持するために、証券規制の国際的協調を図っている。1987年6月にIASCの諮問グループに参加し、7月に専門委員会の中に第一作業部会(多国間有価証券売出しの担当)および第二作業部会(会計・監査基準調和化の担当)を設置し、IASの検討を開始した。IOSCOは、多国間にまたがる有価証券売出し(multinational securities offerings)およびその他海外での持分・負債証券の発行(foreign issues of equity and debt securities)に際して相互承認可能な会計基準(mutually acceptable accounting standards)が必要となるために、IASCとの協議により既存IASの選択可能な会計処理を大幅に縮小し、統一的な会計基準を作成するIASCの活動を支持することになった(菊谷(1994)36-37頁)。IOSCOにとっては、①財務諸表の国際的比較可能性を促進し、②各国の異なる現行基準による多国籍企業の準拠コストを低減し、③多国籍上

場企業の財務諸表の相互承認を実現するために、国際資本市場における財務報告制度の改善が必要であった(白鳥(1989)35頁)。

- (3) E32の起草委員会には、IOSCOから米国・カナダ・フランスの証券当局の代表が参加している(徳永(1989)43頁)。E32作成にIOSCOが参加し、既存IASの改善にパブリック・セクターのIOSCOの関与が始まった。
- (4) 1948年7月から1949年2月までの8か月間に、独立の法典として「企業会計基準法」の試案作りが展開されていたが、最終的には法令でない「企業会計原則」が1949年7月に中間報告として公表された。「企業会計原則」は、近い将来に「企業会計基準法」に基づいて設定されるまでの「中間的」・「先鋒的」会計原則であるという意味合いを持っていたが、1949年秋頃には「企業会計基準法」制定構想は完全に崩壊していった(千葉(1996)50-58頁)。なお、占領軍(occupation forces)が日本における会計実践の多様性と欠如性を改善するために、1948年に「企業会計制度対策調査会」(Investigation Committee on Business Accounting Systems: 以下、ICBASと略す)を設置し、会計基準の設定を指示していた。前述のように、ICBASは1949年に「企業会計原則」(Business Accounting Principles)の作成・公表している。ICBASは、1950年に「企業会計基準審議会」(Business Accounting Standards Deliberation Council: BASDC)と改称され、1952年にGHQの経済安定本部(Economic Stabilization Board)の廃止とともに大蔵省(現在、財務省)の諮問機関として移管され、名称も現在の「企業会計審議会」(Business Accounting Deliberation Council: 以下、BADCと略す)に変更された。BADCは、行政府の諮問に応じて会計基準の設定、その他企業会計制度の改善等の調査・審議を任務としている(Cooke and Kikuya (1992) pp.97,99)。2000年の省庁改編によって、「企業会計審議会」は金融庁の所轄となっている。
- (5) NIFOとは、棚卸資産の払出価格を、次に入庫する(将来、実際に再調達する)棚卸資産の取得原価を用いて払出価額(売上原価)を計算する方法である(Davidson and Weil (1987) p.8)。この方法によれば、棚卸資産が現実に補充された時点の受入価格によって払出単価を算定するので、将来の再調達日における取得原価(すなわち再調達原価)に基づく

売上原価を算出できる(菊谷(1995)12頁)。

(6)「値洗基準」によれば、たとえば先物契約残高(建玉)の値洗いの都度(または決算時に)値洗差額を「先物取引差金」で処理し、同額を「先物利益」または「先物損失」として損益計算書に計上できるが、「決済基準」の場合には、先物相場の変動時(または決算時)には値洗差額を認識・測定しないで、実際の決済時において、契約日から決済時までの間に生じた先物相場の変動額を「先物利益」または「先物損失」として計上することになる。したがって、「決済基準」では、先物取引がオフ・バランス処理され、決済されるまで損益が認識されないため、適切かつ十分な財務情報が投資者等に提供されない。「先物損失」が生じている場合、決済時まで計上しないことは財務健全性の観点から好ましくない。「先物利益」のある先物取引のみを決済し、「先物損失」のある先物取引を未決済のままに残すといった「益出し」と「損飛ばし」のような恣意的行為によって、期間損益計算を操作することが可能となる(「先物意見書」(第二部一・3)。

(7)「最終仕入原価法」によれば、期末棚卸資産の一部だけが実際取得原価で評価されるが、その他の部分は時価に近い価額に評価され、無条件に取得原価基準に属する方法として適用を認めることは適当でないため、(1)期末棚卸資産の大部分が最終の仕入価格で取得されているときのように期間損益の計算上弊害がない場合、(2)期末棚卸資産に重要性が乏しい場合においてのみ容認される(「基準9号」34-4項)。なお、法人税法では、「法定評価法」として「最終仕入原価法」が採用されている。原初基準であるIAS2(1975年)は、棚卸資産の原価配分法として「最終仕入原価法」を例示列挙していたが、現行IAS2では「最終仕入原価法」の適用は認められていない。

(8)IAS2で用いる「正味実現可能価額」は、わが国の「基準9号」(5項)では、「正味売却価額」という用語に差し替えられている。「実現可能」という用語では不明瞭であり、「固定資産の減損に係る会計基準」において「正味売却価額」が使用されていることとの整合性を配慮したことによる(「基準9号」33項)。

《参考文献》

Blake, John, and Amat, Oriol (1993) *European Accounting*, Pitman Publishing.

Camfferman, Kees and Zeff, Stephen A. (2007) *Financial and Global Capital Markets: A History of the International Accounting Standards Committee 1973-2000*, Oxford University Press.

Choi, Frederick D.S. and Mueller, Gerhard G. (1984) *International Accounting*, Prentice-Hall.

Cooke, T. E. and Kikuya, M. (1992) *Financial Reporting in Japan: Regulation, Practice and Environment*, Blackwell.

Davidson, S. and Weil, R. (1978) *Handbook of Cost Accounting*, McGraw-Hill, Inc.

Financial Accounting Standards Board (2006) Statement of Financial Accounting Standards No.157 Fair Value Measurements. SFAS157

International Accounting Standards Board (2004) International Accounting Standard 2 (revised 2003) Inventories. IAS2 (2003年改訂)

International Accounting Standards Board (2004) International Accounting Standard 39(revised 2003) Financial Instruments: Recognition and Measurement. IAS39 (2003年改訂)

International Accounting Standards Board (2007) International Accounting Standard 23(revised 2007) Borrowing Costs. IAS23 (2007年改訂)

International Accounting Standards Board (2009) International Financial Reporting Standard 9 Financial Instruments. IFRS9

International Accounting Standards Board (2011) International Financial Reporting Standard 13 Fair Value Measurement. IFRS13

International Accounting Standards Board (2011) International Accounting Standard 2 (amended 2011) Inventories. IAS2

International Accounting Standards Committee (1975) International Accounting Standard 2 Valuation and Presentation of Inventories in the Context of the Historical Cost System. IAS2 (1975年)

International Accounting Standards Committee (1984) International Accounting Standard 23 Accounting for Borrowing Costs. IAS23 (1984年)

International Accounting Standards Committee (1986) International Accounting Standard 25 Accounting for Investments. IAS25

- International Accounting Standards Committee (1989)
Exposure Draft 32 Comparability of Financial Statements : Amendments to International Accounting Standards. E32
- International Accounting Standards Committee (1990)
Statement of Intent Comparability of Financial Statements.「E32 趣旨書」
- International Accounting Standards Committee (1993a)
Comparability of Financial Statements Revised International Accounting Standards.
- International Accounting Standards Committee (1993)
International Accounting Standard 2 (revised1993)
Inventories. IAS2 (1993 年改訂)
- International Accounting Standards Committee (1993)
International Accounting Standard 23 Borrowing Costs. IAS23 (1993 年改訂)
- International Accounting Standards Committee (1995)
International Accounting Standard 32 Financial Instruments : Disclosure and Presentation. IAS32
- International Accounting Standards Committee (1998)
International Accounting Standard 39 Financial Instruments : Recognition and Measurement. IAS39 (1998 年)
- Kikuya,Masato (2001) “International harmonization of Japanese accounting standards”, *Accounting, Business & Financial History*,Vol.11 No.3.
- Nobes,Christopher (1985) “Harmonization of Financial Reporting”, in Christopher Nobes and Robert Parker (eds.),*Comparative International Accounting Second Edition*, Philip Allan// St.Martin’s Press.
- 企業会計審議会 (1960)「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第四 棚卸資産の評価について」.....「連続意見書第四」
- 企業会計審議会 (1982)「企業会計原則」(最終修正)「企原」
- 企業会計審議会 (1990)「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」「先物意見書」
- 企業会計審議会 (1999)「金融商品に係る会計基準」「金融商品基準」
- 企業会計基準委員会 (2008) 企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(最終改正)「基準 9 号」
- 企業会計基準委員会 (2008) 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(最終改正)「基準 10 号」
- 企業会計基準委員会 (2019) 企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」「基準 30 号」
- 菊谷正人 (1991)『「IAS E32 趣旨書」について』『税経通信』第 46 巻第 2 号。
- 菊谷正人 (1994)『国際会計の研究』創成社。
- 菊谷正人 (1995)「棚卸資産会計の国際比較」『政経論叢』第 94 号。
- 菊谷正人 (2000)「わが国における会計基準の国際的調和化」『ビジネス・インサイト』第 8 巻第 1 号。
- 菊谷正人 (2002)『多国籍企業会計論 (三訂版)』創成社。
- 菊谷正人 (2008a)『税制革命』税務経理協会。
- 菊谷正人 (2011)「IASC・IASB の変遷の歴史と IAS・IFRS の特徴」『経営志林』第 47 巻第 4 号。
- 菊谷正人 (2020a)「『時価の算定に関する会計基準』に対する批判的考察」『経営志林』第 57 巻第 3 号。
- 経済団体連合会経理懇談会 (1989)「国際会計基準委員会に対するコメント」『経理情報』第 569 号。
- 後藤喜一 (1994)「公正処理基準の本質と変遷」『税務会計研究』第 5 号。
- 財務会計基準機構 (2019)「企業会計基準及び修正国際会計基準の開発に係る適正手続に関する規則」(最終改正)
- 白鳥栄一 (1989)「国際会計基準の新しい展開」『経理情報』第 563 号。
- 白鳥栄一 (1990)「IAS32『財務諸表の比較可能性』の確定」『企業会計』第 25 巻第 9 号。
- 鈴木一水 (2008)「税務法令と財務会計における問題」須田一幸編著『会計制度の設計』白桃書房。
- 染谷恭次郎 (1977)『国際会計—新しい企業会計の領域—』中央経済社。
- 千葉準一 (1996)「企業会計の法制化過程の構造と機能」『會計』第 149 巻第 3 号。
- 中島省吾 (1981)「国際会計基準の委員会の創設とその経緯」黒澤 清総編集・中島省吾責任編著『体系近代会計学 X 国際会計基準』中央経済社。
- 徳永忠昭 (1989)「『財務諸表の比較可能性』の主旨と概要」『企業会計』第 24 巻第 8 号。